

秋田県「工賃向上計画」策定に係る基本方針

第1 「工賃向上計画」による取組の必要性

工賃向上に当たっては計画に基づく継続的な取組が必要であることから、平成30年度以降についても「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとする。

第2 「工賃向上計画」策定に係る基本的事項

(1) 計画を策定する事業所

ア 就労継続支援B型事業所

イ 就労継続支援A型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。）、生産活動を行っている生活介護事業所、地域活動支援センターのうち現に工賃向上計画を策定している事業所又は策定を希望する事業所

(2) 計画の対象期間

平成30年度から平成32年度までの3か年

(3) 提出期限

平成30年5月31日（木）

第3 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(1) 平成32年度までの各年度の目標工賃（月額のみ又は月額及び時間額）

(2) 平成32年度までの各年度に取り組む具体的方策

(3) その他の事項

第4 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(1) 目標達成のための課題の分析

平成27年度から平成29年度までの「工賃向上計画」の評価、検証による分析を行うとともに、事業所の現状及び工賃向上のための課題を整理した上で、計画を作成すること。

(2) 目標設定

事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標工賃については月額を基本とするが、時間額により算出することも差し支えないこととする。

特に、月に数日しか利用しない利用者がある等の事業所の場合、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況の効果的な点検・評価が可能となると考える。

(3) 目標工賃の設定において勘案する事項

目標工賃については次の項目を勘案して設定すること。

ア 各事業所の平成29年度の平均工賃実績

イ 地域の実情を踏まえ、障害年金等と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現するために必要な収入

ウ 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金

エ 平成32年度の県の目標工賃（案）

就労継続支援B型事業所における平成32年度の県の目標工賃（案）は、月額16,600円とする。

(4) 取り組むべき具体的方策

- ① 工賃向上を効果的に進める上で、民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、コンサルタントや企業OBを積極的に受け入れ、職員等の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善、民間企業の経営感覚を身につける等を着実に進めること。
- ② 近隣地域の事業者間による共同受注の仕組みを構築すること等、事業者の事業者のネットワークによる事業の実施を検討すること。
- ③ 工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら進めることが重要であるため、地域の企業や商工会議所、商店街、労働関係者等との連携を検討すること。また、個別の企業への働きかけについても、具体的に目標を掲げて取り組むことも検討すること。
- ④ 県及び市町村の実施する取組について、適宜活用を検討すること。

(5) その他、必要な事項

目標工賃達成のため、管理者、職員、利用者が工賃水準向上に取り組む意義を十分理解し、価値観を共有できるよう、管理者の責任において、機会をとらえて事業所内の意識改革に取り組むこと。

第5 「工賃向上計画」の公表について

策定した「工賃向上計画」については、事業所のホームページ、広報紙等を通じて公表あすることが望ましい。

第6 「工賃向上計画」の見直しについて

策定した「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づき、「工賃向上計画」の見直し等の措置をとること。

なお、「工賃向上計画」の見直しを行った場合、速やかに見直し後の計画を県あて提出すること。

第7 「工賃向上計画シート」について

「工賃向上計画」の策定について一律の様式は定めないが、参考様式として「工賃向上計画シート」を添付するので、必要に応じ活用すること。